

## 佐世保市立山澄中学校 部活動に係る活動方針

佐世保市立山澄中学校長

## 1 はじめに

中学校指導要領において部活動は「教育課程との関連性により行われる学校教育活動の一環」として明確に位置付けられており、学校教育が目指す生徒の資質・能力の育成に資する教育活動として重要視されている。このことを踏まえ、本校における部活動は「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の指針」及び以下の点を重視し適切に活動する。

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、スポーツや文化および科学等に親しませる。
- (2) 生徒の自主的・自発的な活動により行われ、学校教育活動の一環として合理的かつ効果的・効率的に取り組む。
- (3) 生涯にわたって心身の健康や文化的素養を身につけ、心豊かで健康的なライフスタイルを実現するための資質・能力を育成する。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 本校における部活動の方針

## (1) 適切な指導の実施について

- ① 部活動の実施にあたっては、文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部活動顧問はスポーツ医・科学や中学生期の発育発達段階を十分に理解し、過度な練習等に偏ることなく、スポーツ傷害やバーンアウト症候群等のリスクを軽減するために適切な休養が必要であることを理解し指導を行う。
- ③ 部活動顧問は年度当初に担当部活動の年間指導方針・活動計画を作成するとともに、毎月の活動計画を作成し校長の承認を得る。各部活動の年間指導方針・活動計画の提出は4月中旬、毎月の活動計画については前月の20日までに提出する。
- ④ 部活動顧問は生徒の体力向上や生涯スポーツの基礎及び文化的素養を培うとともに、技能や記録の向上などの目標が達成できるよう、中央競技団体や有識者が作成した手引き等を活用しながら、科学的裏付けのある練習方法を導入し効率的に成果が得られる指導を行う。
- ⑤ 部活動顧問は専門的な知見を有する者と連携・協力し、発育発達段階や性差などについて正しい知識を得たうえで指導を行う。また、研修会等に積極的に参加し自身の知見を高めるよう努める。

## (2) 適切な休養日の設定および活動時間について

- ① 学期中は前期・後期ともに、週当たり2日の休養日を設ける。この場合、原則として木曜日と日曜日を休養日として設定する。
- ② 「家庭の日」（毎月第3日曜日）は部活動の練習を行わない「ノー部活動デー」とする。
- ③ 土曜日・日曜日の両日に大会参加等により部活動を行った場合は、直近の月曜日あるいはその翌日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。
- ④ 夏季・冬季・学年末休業期間における休養日についても、学期中に準じて休養日を設定する。
- ⑤ 中体連に関わる大会前については、試合日を起算日として2週間前より休養日の練習を認める。

- ⑥ 活動時間については、1日の練習時間は学期中の平日においては2時間以内、祝祭日を含む土曜日・日曜日及び長期休業期間中は3時間以内を原則とする。また、週当たりの活動時間の合計は16時間を上限とする。
- ⑦ 活動終了後の完全下校時間については、季節ごとの日没時間や交通機関の運行等を考慮し以下のように設定する。  
ア 3月～8月 18:45      イ 2月・9月 18:30      ウ 10月・1月 18:00  
エ 11月・12月 17:45
- ⑧ 部活動顧問は2①を踏まえ、定められた活動時間の中で合理的かつ効果的・効率的な活動を行う。また、実際の活動時間及び休養日を毎月の活動計画の中に確実に記録しておく。
- ⑨ 活動時間とは、準備・後片付け・休憩時間を除く、実際に試合や練習等を行った時間とする。

### (3) 学校全体の部活動停止期間及び停止日について

- ① 学校閉庁期間については、すべての部活動の活動を停止する。(年末・年始の休日を含む)
- ② 前期・後期ともに中間テストにおいてはテスト前5日間、学期末テストにおいてはテスト前1週間及びテスト1日目・2日目は活動停止とする。また、実力テストにおいてはテスト前日を活動停止とする。
- ③ 学校行事等の実施及び準備において、生徒の健康管理に支障があると判断した場合及び練習場所の確保が困難な場合は活動を停止する。

## 3 各種大会の参加について

- (1) 長崎県体育保健課が示している年間で参加する大会数の目安である9大会を超えないものとし、生徒や顧問、保護者にとって過度な負担にならないよう大会参加数を決定する。  
(ただし、佐世保市中学校体育大会および新人大会からつながる県大会・九州大会・全国大会はそれぞれ1大会とみなし、その他の大会を含め9大会)
- (2) 上記①に従い、各部において参加する大会を決定し、大会参加計画を立てる。
- (3) 長崎県の代表として選抜された選手・生徒の大会参加については、年間の大会参加数から除くものとする。(国体、全国選抜大会等)

## 4 本校に設置する部活動 (R4年度) ※は校内で活動していない部

[男子]

サッカー部      ソフトテニス部      バスケットボール部      卓球部

[女子]

バドミントン部      バレーボール部      ソフトテニス部      バスケットボール部      卓球部

[男女]

陸上部      軟式野球部      空手道部      柔道部      吹奏楽部      美術部      駅伝部

※水泳部      ※体操部

## 5 部の設置及び廃部について

### (1) 部の設置について

- ① 現在設置していない部を設置する場合は、部の設置を希望する者と話し合いを行い、入部する生徒の数、今後入部するであろうと予測される生徒の数と継続年数を把握する。話し合いの結果をもとに中学校の現状と合わせ、練習場所となる施設の確保、顧問となる教職員の数等を勘案し校長が判断をする。

## (2) 部の休部・廃部について

### 休部・廃部

- ① 長崎県中学校体育連盟が示す競技別の最低編成人数を下回り、複数校合同チームの編成も困難になった場合は1年間の休部とする。  
※ 競技別の最低編成人数を下回り、他校と合同チームで試合に出場することを認めるが、あくまで救済処置であり、合同チームの編成を前提とした部活動の運営は行わない。
- ② 新入生説明会において設置部と休部中の部について案内を行う。休部中の部で次年度の発会式において部員数が長崎県中学校体育連盟の示す競技別の最低編成人数を下回る場合は廃部とする。

## 6 活動時の服装について

- (1) 活動時の服装は活動に適した服装とし、制服、体育時の服装、または部で統一したものを基準とする。
- (2) 平常日の下校時は、更衣をして制服・体操服・学校指定ジャージで帰ることとする。
- (3) 休日・祝日・長期休業中における登下校時の服装は、制服、体育時の服装、または部で統一したものとす。

## 7 部室・更衣場所

- (1) 部室や更衣場所はきれいに使用し、整理整頓に心がける。シューズ等の私物は毎日持ち帰る。
- (2) 部活動に関係のない学習用具等を置き帰らないこととし、使用方法が悪い場合には部室の使用を禁止する。
- (3) 長期休業前には部室の大掃除を行い、必ず顧問の点検を受ける。

## 8 ペナルティ

- (1) 部活動全体として問題行動を起こした場合は、一定期間の活動を停止し奉仕活動等の反省活動を行うこととする。
- (2) 活動停止、奉仕活動の期間や内容については、職員会議にて協議し決定する。
- (3) 部活動停止期間中に開催される試合等へは、出場することができない。

## 9 共通確認事項

- (1) 「部活動の日」について
  - ・ 毎月、第3金曜日を部活動の日とし、職員は部活動を優先に生徒の監督にあたる。(H28.4.6)
- (2) 「8 ペナルティ」について
  - ① 基本的に個人の問題行動については、部活動としてのペナルティは科さない。担任を中心とした学年団による奉仕活動等の反省活動を通じた指導を行う。(H27.4.6)
  - ② 部活動全体として生徒指導上の諸問題が起こり奉仕活動等のペナルティを科す場合には、部活動担当に相談をする。部活動間で共通した指導が行えるよう、生徒指導担当と相談をしながら、職員会に報告をして承認を得ることとする。(H23.4.6)
- (3) 「運動部と文化部のかけもちについて」
  - ・ 運動部と文化部のかけもちについては認めることとするが、希望する者は両顧問に相談をして慎重に判断をする。(吹奏楽部とソフトテニス部など、実質無理な部活動もある) (H23.4.6)

(4)「部活動保護者会費の徴収」について

- ・ 市中体への出場は認めているが、実際に校内での練習を行っていない。(部活動保護者会に所属していない)水泳・体操については、部活動保護者会費を徴収しない。(H23.4.6)

(5)「外部指導者の決定と確認事項」について

- ① 外部指導者の登録については各顧問で検討し、校長との面談を受けた後、委嘱を受けた者とする。ただし、年間110時間以上指導し、継続して指導を行う意志がある者に限る。(自分の子どもが卒業するまで、などは対象外)さらに、顧問とともに指導方針を共通理解して指導する者とする。外部指導者を新たに申請する場合は、5月の部活動総会に委嘱状を渡すのでそれまでに決定しておくこと。昨年から継続する指導者に対しても今年から委嘱状を渡す予定。
- ② 週休日、長期休業中の監督については、学校長の委託を受けた外部指導者であれば、教員の顧問が不在でも監督することができる。ただし、緊急連絡ができるよう連絡体制をとっておくこと。